

貝塚市障害者施策推進協議会 議事録

会議内容

会議名称	令和4年度第1回施策推進協議会	司会	障害福祉課	記録	障害福祉課
------	-----------------	----	-------	----	-------

開催日	令和4年8月23日(火)
時間	午後3時00分～午後4時00分
場所	市民福祉センター3階 講座室4

出席委員(敬称略)

井上委員、小野木委員、和田委員、藤原(千)委員、篠原委員、鷲尾委員、中山委員、川上委員、良田委員、湯川委員、森尾委員、兒玉委員、中司委員、塔筋委員、藤原(康)委員
(以上15名)

欠席委員(敬称略)

中塚委員、北村委員、本田委員、八田委員
(以上4名)

事務局

障害福祉課課長 野村、障害福祉課課長補佐 松本、障害福祉課主査 奥野、
子育て支援課課長 西出

案件

1. 委員委嘱・役員選出について
2. 第6期貝塚市障害福祉計画・第2期貝塚市障害児福祉計画の進捗状況について
3. 第3次貝塚市障害者計画の進捗状況について
4. その他

会議内容

午後3時00分 開会(本協議会の前に行われていた貝塚市障害者自立支援協議会に引き続き、開会予定時刻午後3時から開会)

事務局 会議録のホームページへの公開、会議資料の確認を行う。
会議成立について報告し、議事に入る。

会議内容

事務局 案件1 委員委嘱・役員選出について。
委員紹介の後、委員を代表して井上委員に河野副市長から委嘱状を交付。
委員就任にあたり、河野副市長からあいさつ。
事務局紹介後、役員選出について説明。
役員選出について、事務局一任の声があり、事務局より井上委員を会長に提案。
異議なしの声があり、井上委員が会長に就任。

会 長 あいさつ。

ここから会長が議長として、議事進行を行う。

会 長 職務代理者に 和田委員を指名。

会長 井上誠一（学識経験者） 副会長 和田明宏（貝塚市社会福祉協議会）

会 長 案件2の「第6期貝塚市障害福祉計画・第2期貝塚市障害児福祉計画の進捗状況について」事務局から説明をどうぞ。

事務局 ○第6期貝塚市障害福祉計画・第2期貝塚市障害児福祉計画の進捗状況について説明。
(添付資料 資料1-1)

会 長 ただいまの説明に対して、質問や意見があればどうぞ。

委 員 放課後等デイサービスの普及率はどれくらいか。支援学校の送迎バスが行きは満員だが、帰りは空だというようなことがよく言われている。帰りのバスが空ということは、支援学校に行っている児童のほとんどが放課後等デイサービスを利用していると考えて良いのか。

事務局 普及率は把握していない。

会 長 普及率は別として、現在、貝塚市に放課後等デイサービスの事業所は何カ所あるのか。

事務局 現時点で19カ所。

会 長 この計画が始まる前と比べてどれくらい増えているか。

事務局 平成 27 年度当初 5 か所、平成 30 年 7 月時点で 13 か所、令和 3 年度当初 16 か所なので、年間数か所ずつ増えている。

会 長 数だけで言えばこのように整理されているが、委員のいう普及率は、対象児童に対して利用している児童がどれくらいいるのかということか。

委 員 対象児童がほぼ全員利用されているなら、資料にある 342 人がマックスの数字になるのかと思い聞いた。

会 長 しかし、19 施設から考えると 1 施設が 15 名くらいになるが、もっと利用しているように思うが、1 施設で平均何人くらい利用者がいるのか。

事務局 定員が 10 名ないし 15 名なので、事業所によって、ほぼ満員のところとそうでないところがある。

会 長 一つは、事業所が利用者の取り合いをしないといけなような状況になってきている。もう一つは、事業所で働く人の数が不足してきている。このように聞いているが、取り合いをするということは、事業所の定員を満たしている以上に事業所の数が多くなっているのではないかと思う。10 人から 15 人という定員には、法的根拠があるのか。

事務局 法的根拠があるのかどうか分からない。

会 長 そこで働いている職員の状況はどうか。私が聞いたところによると、ある事業所の職員は時給が千円だという。最低賃金が 992 円なので、千円だと職員があまり集まらないと思うがどうか。

委 員 最賃だと人が集まらない。放デイをやっているのは民間が多いので、経営からみると人件費を抑えなければいけない。人は十分に集まっていないように思う。

会 長 ニーズに適切に応えた良いサービスを行おうとするよりも、いかに儲けるかを考える事業所が多いのではないかと感じる。私自身、障害者総合支援法に基づいたサービス事業を行っているが、放デイの事業所の経営状態なり、働いている人の状況は、想像できないような状況になっていると感じる。それなら人は集まらないのは当然だと思われる。もう一つは、事業所が出来過ぎたために利用する児童生徒を奪い合いになるということだと思うが、

放デイは市内にいくつあっても良いものなのか。

事務局 府からは、新規放デイを開設したいという事業所が出てきた場合には、意見照会がある。市としては、児童発達支援と併設しているとか、その他多機能的なサービスを踏まえて実施される場合は、「市として開設してもらって結構です。」などの意見を府に提出している。

会 長 このことは、もう少し実態をいろいろな角度から押さえていかなければいけない。それと、問題は、放デイを利用している児童生徒が適切にサービスを受けられているかという点だと思う。事業所が増え過ぎたり、職員の待遇が悪かったりで優秀な職員が来なくなるようなことが起きると、サービス自体が悪くなる。行政で放デイの市内の数をよく考えないといけない。そして職員が気持ちよく働けるような環境を整備していかないと、いずれ問題がいろいろと出てくると思われる。

委 員 子供が一番大事なので、ただ預かるだけでなく、療育の視点でサービスを提供してくれるような事業所でないといけない。ただ DVD を見せて終わるようなところもあると聞いている。サービスの質が重要だと思われるので、療育の視点でサービスを行うよう行政から指導してもらえるとありがたい。

会 長 とういうようなところで担当課は、頑張ってもらいたい。

事務局 どこまで指導できるか分かりませんが、実態も含めて市としても注視していきたい。

会 長 他に何かあればどうぞ。

委 員 先ほどの 342 名だが、資料の障害者児の状況では、0 歳から 17 歳まで合計すると 354 人になる。放デイの 342 名は、手帳を持っていない人も利用しているのか。

会 長 放デイは、貝塚市在住の者は貝塚の事業所を利用するのか、岸和田や泉佐野在住の者も利用することができるのか。

事務局 市外の方も利用できる。障害者手帳を持っていなくても放デイを利用することができるので、その辺りの人数の違いがあるのかなと思う。

委 員 手帳を持っていない方も利用できるということは、放デイを健常者も利用できるということか。健常者が利用できるのであれば、先ほどの DVD を見せておけば良いというようなことも起こるのかなと思う。

事務局　子どもの場合、今、手帳を取るのではなくて、療育をする中で様子を見るという方もいるので、全ての方が手帳を申請するという事ではない。その辺は、子育て支援課で親御さんと話をして手帳の有無にかかわらず放デイを利用できると聞いている。

委員　発達障害の方が手帳を取りにくいところがある。手帳が取りにくいところに問題もあるが、現状では、その辺りを配慮して放デイに入れてくれているということもある。

委員　手帳を取りにくいところがあって、その方が就学の年齢になって、手帳を取るのか、取らずにいくのか考えていくということがあるということか。

委員　ある程度意識できてきたら手帳は欲しいと思う。

委員　発達障害の人の手帳は、精神障害者手帳になる。

会長　同じようなことが視覚障害者にもあって、将来、視覚障害として手帳が取れると医師が判断したら盲学校に入ることができる。放デイも行政が認めているなら、法的にそういうことが出来る状況になっているのだろうが、多くの税金を費やしているので、本当に必要な人に対して、良好なサービスを提供することが重要と考える。支援学校の帰りの車は空でほとんどが放デイに行っているということなので、事業所が飽和状態になって、利用者の取り合いになる。そうなると働いている人の環境も悪くなる。事業所の数、入っている人の状況を行政はよく見ていかないと本当に子どものためにはならないと思う。

現時点では、この話題はここまでとし、他に無ければ、この二つの計画の進捗状況について了承いただけるか。

(拍手をもって了承)

会長　では、次の案件3「第3次貝塚市障害者計画の進捗状況について」事務局から説明をどうぞ。

事務局　○第3次貝塚市障害者計画の進捗状況について説明。

(添付資料 資料 1-2)

会長　ただいまの説明に対して、質問や意見があればどうぞ。
無ければ、次の案件4「その他について」、事務局からは何かあるか。

事務局　特になし。

会 長 他に何かあればどうぞ。

委 員 地域生活支援拠点事業を障害福祉課で進めているが、拠点事業対象者を障害福祉課で調べ、事業所ごとの対象者を把握してくれている。この前、それぞれの事業所に対して、障害福祉課で把握している拠点事業対象者に漏れは無いかという調査があった。親亡き後を見据えた問題に対して、きめ細かな対応をしていただいていることに感謝している。

会 長 他に無ければ、本日の案件はすべて終了し、本日の会議は、これをもって閉会。

午後 4 時 00 分 閉会